

個人情報保護委員会（第315回）議事概要

- 1 日 時：令和7年2月19日（水）13：30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について
（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

宍戸委員から「これまでの中間整理やステークホルダーとの対話等を踏まえて、適切な制度整理の方向性を示していただいていると思う。前回の委員会でも申し上げ、既に考え方の案の柱のところに記載があるが、ステークホルダー等との議論は丁寧に進めていただきたいと思う。

2月13日にデジタル行財政改革会議の下に置かれているデータ利活用制度・システム検討会に有識者として参加したが、佐脇事務局長からこれまでの3年ごと見直しの議論の状況について適切な御説明があり、その場で参加者から様々な御意見を頂いた。本委員会の3年ごと見直しに関する議論は、様々な方から注目されているし、個人情報保護と利活用のバランスを取る上で国民・関係するステークホルダーの方々への影響が非常に大きいものである。この点は前回の委員会でも、これまでヒアリング等に応じていただいたステークホルダーの方々に事務局を通じて対話をしていただきたいとお願ひしているところ、今回の論点についても、資料にも記載いただいているとおり対話を進めていただきたい。繰り返しになるが、当委員会として丁寧な議論をする必要があると考えるので、ステークホルダーによって意見がない、あるいは意見を考へている等の様々な状況の方がおられると思うが、それぞれの段階で構わないので、事務局でステークホルダーの御意見を把握された段階でこの場でも紹介いただき、我々もそれを踏まえて考へるのが適切と思っているので、事務局に対応をお願ひしたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「ステークホルダーとのコミュニケーションは開始しているが、様々な御意見等があると思うので、速やかに段階を踏んでまとめて委員会で報告させていただく」旨の発言があった。

藤本委員から「宍戸委員からも言及があったが、これからステークホルダ

一の皆様と更にコミュニケーションを促進されると思う。例えば、1 ページ目の「1 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方」などについて、事業者の立場で考えると、自分たちの事業が検討されている内容とどういった関連があるのか、何か対処が必要になるのかという点が一つのポイントになると思う。そういったことを踏まえて、ステークホルダーの方々との話の中で、更に丁寧な説明が必要なのかということを検討していただくと良いと思った」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「それぞれの論点について、個別の事業者やステークホルダーについてそれぞれインパクトがあると思うので、なるべく具体的なイメージが湧く形でコミュニケーションを取らせていただいて、理解を得られるように進めてまいりたい」旨の発言があった。

浅井委員から「論点の3についてコメントさせていただく。御説明のように個人データが悪質な名簿屋に渡ることによって起きる被害の防止を目的として、データ提供元が負う提供時の確認義務等の規律を強化することは意義があると思う。また一方で、データの流通市場を建設的に醸成するために信頼性の高い事業者を支援することも大事ではないかと考える。欧米で制度化・検討されている事例に倣えば、データ販売事業者を登録制にする等ということも検討していただきたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「御指摘の点については、データの利活用という観点からいろいろと考えていく必要があると思うので、様々な論点を踏まえて検討していきたい」旨の発言があった。

清水委員から「個人関連情報に関して、不適正利用・不適正取得に限り、個人情報と同様の規律を導入するという御提案には賛成する。

2 番目の顔特徴データ等については、中間整理の段階では生体データとしていたと思う。具体的には施行令に定められた DNA 等含む個人識別符号を念頭に置いていたと理解しているが、それより対象が狭まったということか。もしそうであれば、その狭めた理由は、実務上の事情を考慮したということと理解してよいか」という旨の発言があった。

これに対し、事務局から「まず顔特徴データ等と記載してあるところについて、注7の末尾の記載に関係するが、中間整理の段階では、単なる顔写真が規律の対象になるのではというコメントがあったため、こういったコメントを踏まえて対象をより明確化するという観点で、この言葉を使用した。また対象となる範囲については、基本的な考え方のところから議論を始めることが適切と考えており、そういった観点でタイトルが長くなっているが、本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であること、一意性・不変性が高いことによって、本人の行動を長期にわたって追跡することに利用できるという点を挙げさせていただいた。基本的にはこれに対して当てはめをどうしていくかということが議論の本質であると考えている。

様々な技術がある中で、現時点において該当することが想定されるものとして、顔特徴データ等を挙げさせていただいているということを御理解いただきたい。当然、技術の進歩等を踏まえた形で様々な見直し、検討していくことがあると思っているが、今の段階で御提案している制度として御理解いただければと思っている」旨の回答があった。

清水委員から「絞ったということではなく、より実態に即して対象をより明確化するために、という理解でよいか」という旨の発言があった。

これに対し、事務局から「そのような理解で問題ない」旨の回答があった。

清水委員から「顔特徴データ等について規律強化を図ったということについては評価させていただきたい。私の理解しているところによると、生体データは、GDPR ではセンシティブデータという扱いになっている。今回、本人関与のレベルを引き上げることによって、EU と同等水準に引き上げるということについても評価できると思う。ただ、課題も残っている。一つは範囲の問題。今回の規律を導入するのであれば一旦範囲を決めていただくことになると思うが、その範囲が適切かどうか等の点について常に見直しが必要になってくると思う。もう一つは、規律強化の度合いについて。私の理解では、今回検討している規律は通常の個人情報と要配慮個人情報との中間段階のものと理解している。昨年3月に議論した際には、規律のレベルが異なる情報の定義を増やすのは反対である、要配慮個人情報にすべき、という意見を申し上げた。ただ、これらのデータは既にいろいろなところで利用されているため、いきなり要配慮個人情報に引き上げるのは難しいという事情もあったと推察している。しかし、情報の定義や規律のレベルが多様にわたるとますます複雑化していくという懸念がある。情報の類型が多すぎる、ガラパゴス化しているという声もあり、分かりやすさに逆行している部分もあると思う。今後の課題としては、範囲の問題、規律のレベルの問題について、引き続き検討していくことが必要と考えている。

3番目のいわゆる名簿屋に対する規律強化について、提供先の身元確認、利用目的の確認を義務付けるということで、不適正利用に該当しないことについて、名簿屋に対して説明責任を負わせることについては賛成する。他方で、実務レベルで他の方策も併せて実施することが必要なのではないか。一つは、不正取得でないことの確認義務。現行法でも、提供元による個人情報の取得の経緯の確認は義務付けられているが、その証跡の確認までは必ずしも求められていない。実際に昨年にあった指導案件で、初回に名簿を購入する際に口頭で盗品ではないという確認を行ったと事業者が言っていたが、事実は不正に持ち出された名簿だった。また、個人情報データベース等の形で提供されない場合は、受領者において「個人データ」には該当しないということになり、確認・記録義務は適用されない。取得元の取得の経緯や適法性を確認させる必要があるのではと思う。

もう一つは本人の権利行使の機会を確保すること。本人はオプトアウト権を行使できることになっているが、実際には自分の個人データが名簿屋によって提供されていること自体を知らないケースがあると思われる。本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこととされているが、当委員会の調査結果では、HP に掲載しているのは良い方で、社内の壁面に掲示しているなどの回答もあり、必ずしも本人が閲覧することが合理的に予測されない態様での対応にとどまる例があると聞いている。したがって、本人が実効的に権利行使できる状況にする必要がある。これと関連して、そのための一つの方策として、現行法で事業者は事業者名と住所、代表者氏名を届け出ることになっているが、例えば電話番号等の連絡先を求めることも考えられる。ガイドラインや指導等、どのレベルの規律でこれらを求めるのが適切か今後の対話によって見極めていただきたい。

最後になるが、名簿屋に関しては当委員会のモニタリングを強化すべきである。特殊詐欺の原因はオプトアウト制度だけに起因するとは限らないが、少なくとも本制度では当委員会への届出を求めているため、事業者に対する管理についての説明責任は一定程度当委員会が負っている。詳細は、昨年4月の発言と重複するので省略するが、一つは届出事業者の最新の情報を把握すること。1回届出をして、内容に変更があったとしても届出がない場合も考えられる。2点目は、報告徴収、立入検査などを適切に行うこと。以上、御検討をお願いしたい」という旨の発言があった。

これに対し、事務局から「生体データ、顔特徴データ等については、基本的には現在の我が国の状況を踏まえて、適切なレベルの規律を議論していく方向と考えている。範囲や規律の強度については様々な選択肢があると思うが、現状を踏まえて議論しながら進めさせていただきたいと思っている。三つ目の論点の名簿屋について、運用の段階においてどのような形で対応していくかが重要と認識しているので、実効的な対策の観点でどこまでのものがお願いできるのか考えていきたい。監視・監督室との連携も含めて進めさせていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題2：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議への対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。

以上